

# 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館

## 第3期管理運営基本方針

令和5年4月

武蔵野市教育委員会

## 目次

管理運営の基本理念	4
第3期の重点指針	4
方針策定の背景	4
改定の趣旨	4
第3期方針改定のポイント	5
3期方針の構成	6
3期方針の対象期間	7
3期方針の位置づけ	7
運営にあたっての基本的事項	7
1 管理運営	8
(1) 管理運営	8
(2) 広報	8
(3) 人材育成	9
(4) 生涯学習を前提としたサポーター（ボランティア）の育成	9
(5) 評価	9
実施事業と実施方針	9
1 博物館機能	9
(1) 歴史資料の収集	9
(2) 歴史資料の保管	10
(3) 調査・研究	11
(4) 展示・公開	11
(5) 教育・普及活動	12
2 文化財保護・普及	12
(1) 文化財の保護	12
(2) 文化財の周知・活用	13
(3) 文化財保護委員会議	13
(4) 調査・研究	13
3 公文書館機能	13
(1) 評価・選別	13
(2) 移管・整理・保存	13
(3) 公開・利用	14
(4) 普及活動	14
(5) 研修等	14
(6) 歴史公文書等管理委員会	14

(7) 調査・研究 .....	14
(8) 武蔵野市百年史収集資料の精査 .....	14
4 地域資産の活用と協働 .....	15
(1) 市史編さん資料の活用 .....	15
(2) アジア・太平洋戦争関係資料の調査・活用 .....	15
(3) 地域や他館との協力 .....	15
(4) 教育機関との連携 .....	15
(5) 図書館、美術館等市内施設との連携 .....	15
(6) むさしの発見隊 .....	15
5 生涯学習支援のハブ機能 .....	15
(1) 図書館の活用 .....	15
(2) 市民スペースの活用 .....	15
(3) 会議室の活用 .....	16
<b>事業評価と点検</b> .....	16
1 歴史館運営方針に基づく事業実施と評価 .....	16
2 評価方法 .....	16
3 評価についての留意事項 .....	16
4 評価結果の周知 .....	16

## 管理運営の基本理念

歴史館は、博物館・公文書館として資料に立脚し、専門職員が調査・研究等を進める。歴史館は高い専門的知識を有する知の拠点であると同時に、地域・学校・民間団体と連携を図る「開かれた施設」となることを目指す。

## 第3期の重点指針

- ・現物の資料に立脚した調査・研究を行い、これに基づく事業を行う。
- ・利用者が自立・自律的に学びを継続できるよう特に教育普及事業を中心に置き、これを支える各事業を展開する。

## 方針策定の背景

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館（以下、「歴史館」という。）は、平成26年12月14日に開館し、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針（平成26年12月）、同第2期管理運営基本方針（平成30年3月。以下、「前方針」という。）に基づき、武蔵野市の歴史等の調査・研究、文化財の保護及び普及に関する事業を行うことにより、歴史等に関する市民の理解を深め、生涯学習の振興を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、これまで運営を行ってきた。

歴史館は、武蔵野市の歴史、文化を次世代に伝える使命を担い、具体的には①博物館機能、②公文書館機能、③文化財保護普及機能の3つの機能を中心に、地域の歴史、文化資源を活用した様々な事業を展開しているところである。

上記使命を達成するためには、歴史館の運営にあたり、歴史館の諸活動の目的を明確化、共有化し、広く市民に提示して、不断に活動の検証と改善を行っていくことが求められる。そのため、この間に生じた館を取り巻く様々な状況の変化や社会情勢の変化を的確にとらえ、前方針を改定し、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針（以下「3期方針」という。）を定めるものである。

## 改定の趣旨

方針策定の背景を踏まえ、今後の運営方針を定め、運営状況に関する評価と改善を行い、歴史館の設置目的を達成するため、前方針を改定し、3期方針を定めることとする。

3期方針を改定する理由として、第1に、前方針は、令和5年3月までを対象期間としており、次の数年間を対象期間とした指針を策定する必要がある。

第2に、令和4年度には、博物館法の一部を改正する法律が成立し、博物館法の制定から約70年が経過するなかで、文化芸術基本法、文化観光推進法の制定、国際博物館会議（ICOM）などの国際的な動向、デジタル化や新型コロナウイルス感染症への対応など、博物館を取り巻く環境や社会からの要請が著しく変化している。文化財の保護・活用については、文化財保存活用地域計画の立案が進むなど自治体での取り組みがはじまるなど、博物館を取り巻く状況が大きく変化し、博物館に求められる役割も多様化・高度化している。

個人に関する情報の保護についても法令の改正が行われ、公文書館として利用・活用について新たな取り組みが求められている。

また、学校で学んだことが子どもたちの今日の生活を豊かにし、将来の生きる力を支える学力となるように、新しい指導要領が小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施、高等学校では令和4年度の新入生から実施され、公文書館や公文書の活用について言及された。

特に第2期では当市は平成2年の榎本家古文書の指定から28年ぶりに文化財指定を行うなど、文化財保護行政に新たな成果を蓄積し、令和4年度には文化財登録制度も創設した。したがって、歴史館も実際に館を運営して生じた課題も含めて、時代に対応する必要がある。

第3に、学芸員が配置され、令和2年度から国立公文書館による認証アーキビスト制度もはじまったことにより公文書専門員を適切な業務に位置づける必要があるなど、専門職の専門性を生かした方針を作成する必要がある。

なお、3期方針は、令和3年度より策定方法等も含めた見直し作業を行い、学識経験者、利用者の意見（アンケート等）のほか、多様な外部意見を取り入れ、改定を行った。

### 第3期方針改定のポイント

#### 改定の前提条件

- 1 歴史館の事業全体を取りまく諸条件が変化した。博物館法・個人に関する情報の保護にかかる法令等の改正、文化財を取りまく制度整備、とりわけ学習指導要領の改訂等、法令・制度等の改正・整備が進んだ
- 2 歴史館に寄せられる期待が大きくなった。新型コロナウイルス感染症対策を起点とするDX等の進展および社会的要請の変化、歴史館が求められる役割が多様化し、高度化した
- 3 条件整備の必要性が高まった。開館以来歴史館が蓄積した事業成果および専門職の取り組みを持続的かつ発展的に継承するために各種事業の体系づけおよび整理が必要となった

#### 基本理念の追記

歴史館事業は現物の資料に立脚した専門職による調査研究を基本とすることを明記

#### 今期の重点施策

- 1 教育普及事業を下支えする各種事業とりわけ調査研究・資料整理等の推進
- 2 開館10周年に向けたリニューアル（令和6年）
- 3 登録文化財制度（令和4年創設）の運用

#### 重要な変更点

- 1 文化財保護普及機能の強化
  - (1)文化財は保護のみならず普及を重視。R4に文化財登録制度を創設し、機動的な運用を図る
  - (2)都市型災害の激甚化を念頭に、民間が所蔵する文化財に対する日常的な管理・保護についての支援を行う
  - (3)文化財保護委員会議は、2期にて積極的な文化財指定を行ったことを踏まえ、委員による調査研究の促進を図る
- 2 特色ある事業の展開
  - (1)博物館・公文書館・文化財保護普及3機能を持つ複合施設の強みを生かした特色ある事業展開

- ア 職場体験、博物館・公文書館（R4 試行）実習、フェローシップ（H30 創設）
- イ 生涯学習を前提としたサポーター（ボランティア）の育成：切れ目のない生涯学習の支援と人材育成

(2)学術的に評価の定まっていない資料の調査

既存の区分や歴史的評価が定まっていない近現代史資料についても、取り扱いを含めた調査・研究を行う

(3)むさしの発見隊

蓄積された事業実績を継承し、武蔵野市域の歴史・文化等を探究し「武蔵野市らしさ」を紹介

3 社会的要請に応える事業の展開

(1)インターネット上における公開の充実

収蔵資料データベース（R4 インターネット公開を実施）のコンテンツを充実し、これを支えるデジタル化を加速

(2)成果の蓄積と公開

ア 令和6年開館 10 周年に向けたリニューアルとりわけ学習指導要領改訂への対応（探究・公文書活用）

イ 市民協働、切れ目のない生涯学習の「成果」を市民に見える形で公開（資料整理成果の公開、展示への参画等）

(3)編さん事業の継承と資料の利活用

武蔵野市百年史収集資料を精査し、市史編纂収集資料の利活用を行う（R2 事務分掌を図書館から移管）

**事業評価と点検**

「武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」で公表される各年度の教育委員会の重点事業に沿い、点検及び評価を行う。結果については、ホームページ等において広く市民、利用者に対し周知

**3期方針の構成**

3 期方針の構成は、歴史館が有する3つの機能ごとに分類し、以下のとおりとする。

管理運営の基本理念

第3期の重点指針

方針策定の背景

改定の趣旨

第3期方針改定のポイント

3期方針の構成

3期方針の対象期間

3期方針の位置づけ

運営にあたっての基本的事項

1 管理運営

- (1) 管理運営 (2) 広報 (3) 人材育成

- (4) 生涯学習を前提としたサポーター（ボランティア）の育成 (5) 評価
- 実施事業と実施方針
- 1 博物館機能
    - (1) 歴史資料の収集 (2) 歴史資料の保管 (3) 調査・研究 (4) 展示・公開
    - (5) 教育・普及活動
  - 2 文化財保護・普及
    - (1) 文化財の保護 (2) 文化財の周知・活用 (3) 文化財保護委員会議
    - (4) 調査・研究
  - 3 公文書館機能
    - (1) 評価・選別 (2) 移管・整理・保存 (3) 公開・利用 (4) 普及活動
    - (5) 研修等 (6) 歴史公文書等管理委員会 (7) 調査・研究
    - (8) 武蔵野市百年史収集資料の精査
  - 4 地域資産の活用と協働
    - (1) 市史編さん資料の活用 (2) アジア・太平洋戦争関係資料の調査・活用
    - (3) 地域や他館との協力 (4) 教育機関との連携
    - (5) 図書館、美術館等市内施設との連携 (6) むさしの発見隊
  - 5 生涯学習支援のハブ機能
    - (1) 図書館の活用 (2) 市民スペースの活用 (3) 会議室の活用

#### 事業評価と点検

- 1 歴史館運営方針に基づく事業実施と評価
- 2 評価方法
- 3 評価についての留意事項
- 4 評価結果の周知

### 3期方針の対象期間

3期方針は令和5年4月から令和10年3月までの5年間を対象期間とする。

### 3期方針の位置づけ

3期方針は、博物館法、公文書管理法、文化財保護法及び関係する条例等の各法令、並びに本市の上位計画である第六期長期計画を踏まえ、生涯学習基本計画その他の計画との整合性を留意し策定した。

### 運営にあたっての基本的事項

歴史館の運営にあたっての基本的事項を以下に示す。

## 1 管理運営

### (1) 管理運営

#### ① 運営主体

所管事業である博物館機能、公文書館機能、文化財保護普及機能を所管する歴史館の管理運営は、学校教育や生涯学習に寄与することが歴史館の使命であり、教育委員会の所管に置かれるものとする。しかし、事務の再配分や社会変動等がある場合には、総合的に検討し、指定管理者制度の導入について検討する。

#### ② 運営組織

管理部門5名、博物館機能専門職2名、公文書館機能専門職1名、文化財保護普及機能専門職1名を基本とする。また今後、博物館のエducーター（教育普及担当）、広報担当についても検討し、管理部門・3機能専門職の人員体制も含め企画展示と調査・研究の両立が可能な運営体制を整備し、持続可能な館の運営を目指す。

また、専門職の専門知識・技術の習得・向上を担保するために定期的な研修や自己研鑽を課すことにより、専門職の質の維持向上に努める。

#### ③ 勤務体制

市職員は午前8時30分から午後5時15分までの勤務、会計年度任用職員は午前9時から午後5時までの勤務とする。

#### ④ 開館日

金曜、国民の祝日、年末年始、館内整理日を除く、年間約286日とする。

#### ⑤ 開館時間

午前9時30分から午後5時までとする。

#### ⑥ 危機管理

火災、事故などの際の対応マニュアルを整備するとともに、計画的に消防訓練などを行い、来館者と資料の安全・安心の確保に努める。

また、館内に防犯カメラの設置などセキュリティ体制を構築し、来館者が安心して利用できる施設とするとともに、貴重資料の管理に配慮したものとする。

休館日ならびに閉館時間帯は機械警備とする。

災害時の文化財の保護等について、特に、文化財の罹災状況、安全性の確認については、東京文化財研究所において文化財防災センターを設立している例等、その必要性が認識されつつある。文化庁を中心とした文化財防火デーのほか関連機関と連携するとともに、文化財管理状況調査に加え武蔵野市地域防災計画に即して歴史館としての対応についても検討する。

### (2) 広報

#### ① 広報

館の諸活動を告知し、武蔵野市域の歴史と文化の理解を深めるとともに、館への集客を図るために、SNS発信等によりアクセシビリティを高め、印刷物だけでなくさまざまな媒体を通じた広報活動を行う。



- ② 国際化の推進
  - 武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開を踏まえ、都市・国際交流を通じた相互理解・異文化理解を深めるため、関係機関と連携し館内の展示等において外国語表記を行うなど国際化を推進する。
- ③ 歴史館認知の推進
  - 複合施設としての事業の特色を社会に向けて積極的に発信し、特に市域では境地区のみならず、距離のある吉祥寺地区をはじめとした三駅圏からの来館者を増やすため、歴史館の存在を認知させるよう努力する。
- (3) 人材育成
  - ① 職場体験
    - 市内中学校の職場体験の生徒やインターンシップの大学生を積極的に受け入れ、キャリア教育とともに、武蔵野市の歴史教育の醸成を図る。
  - ② フェローシップ
    - 将来学芸員・アーキビスト等の専門職を目指す大学生・大学院生等を対象とする特別研修員制度を受け入れ要綱に基づいて引き続き実施し、対象者の拡大を検討する。
  - ③ 博物館実習
    - 学芸員資格の取得のために大学生等の博物館実習の受け入れを行う。
  - ④ 公文書館実習
    - アーキビスト等の実務実習等について積極的に受け入れを行う。
- (4) 生涯学習を前提としたサポーター（ボランティア）の育成
  - ファンやリピーターを増やすための取り組みを行い、館内や地域での活動のパートナーとなるサポーター（ボランティア）の養成を図る。
- (5) 評価
  - ① 内部評価
    - 歴史館の運営、事業をPDCAサイクルの中に位置づけ、実施内容を改善するしくみづくりを整備する。
  - ② 外部評価
    - 文化財保護委員をはじめとした学識経験者等による外部評価を実施し、館の運営、事業を専門的な見地から客観的に評価するしくみを、「武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に反映させ、教育委員会全体での評価として整合性を図る。

## 実施事業と実施方針

### 1 博物館機能

#### (1) 歴史資料の収集

##### ① 民俗資料

民俗資料については、資料の価値付けを行うとともに、収集基準を策定する。武蔵野市域に暮らす人々の生活の推移を知るうえで重要な生活用具等を寄贈・寄託・購入なら

びに二次媒体（映像等）で収集する。

また、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術といった市域に伝わる無形の営みを聞き書きし、映像・音声とあわせて記録・収集する。

## ② 文書資料

武蔵野市域の歴史と文化を明らかにするうえで重要な市内外に所在する文書資料を寄贈、寄託、購入ならびに二次媒体（フィルム・デジタルデータ等）で収集する。

## ③ 考古資料

武蔵野市域（井の頭池遺跡群）の歴史、文化を明らかにするうえで重要な考古資料を発掘調査等により収集する。

## ④ アジア・太平洋戦争期の資料

武蔵野市域における爆撃や戦時下の生活を伝える戦争関係資料については、戦争の惨禍と平和の大切さを地域の視点から伝えることを目的に収集する。また、現物資料の収集だけではなく、体験者の証言などについても、積極的に記録・調査を行う。

特に、市域に存在した中島飛行機武蔵製作所に関する資料については重点的に収集する。さらに、中島飛行機武蔵製作所跡地における発掘調査を適宜実施し、遺物や遺構の記録・保存・収集等適切な対応を行う。

また、中島飛行機武蔵製作所に関する工場や施設が所在した関係自治体との連携を図り、情報収集等を行う。

## ⑤ その他資料

武蔵野市域の歴史、文化を明らかにするうえで重要なその他の資料についても寄贈、寄託、購入などの形で収集する。歴史的な評価が定まっていない近現代史資料についても、取扱を含めた調査・研究を蓄積する。

## (2) 歴史資料の保管

資料保全・展示・鑑賞環境の確保とさらなる充実、資料を良好な状態で次代に継承するための管理と修復が必要であり、そのための方策を検討する。

また、「行政文書の管理における歴史的緊急事態」として新型コロナウイルス感染症対策が閣議決定され、行政文書が保存されることとなった。このように歴史的な事象を反映した様々な資料を後世に残す必要性を鑑み、防疫・防災関係の資料保存についても留意する。

### ① 民俗資料

歴史館や歴史館分館資料室、また市内小学校で保管する約 12,000 点の資料を引き続き適切な環境のもとで保管する。また、今後も市域の貴重な民俗文化財を収集・保存していくため、新規の収蔵スペースの確保を検討する。

民俗資料のデジタル化をすすめ、資料の価値付けを行うとともに、効率的な管理基準を策定し運用する。

### ② 文書資料

歴史館の所管する約 16,000 点の資料を引き続き適切な環境のもとで保管する。

実際に保管する史料と市史作成時に作成した目録との照合作業を進めるとともに、中

性紙封筒、中性紙箱への入れ替えを進める。

保存状態の悪い史料は、修復作業を施し、デジタル化をすすめる。また、現在は歴史館から離れた市立中央図書館の地下集密書庫の一角で保管しているため、文書資料の整理、公開、保管にあたりさまざまな制約がかかっている。文書資料の適切な保管場所についても検討する。

### ③ 考古資料

歴史館分館資料室で保管する 1,339 箱の出土遺物及び 514 件分の発掘調査の図面・写真等の考古資料を適切な環境のもとで保管する。また、新たな収蔵スペースの確保も検討する必要がある。

### ④ アジア・太平洋戦争期の資料

それぞれの資料の特性に合わせて、保管環境及び収蔵スペースを整備し、適切に保管する。

また、米国国立公文書館より収集した中島飛行機武蔵製作所関連資料をはじめデジタル化を実施した資料については、データベースに収録し、市民の利用に資する状態で保管することを目指し、整備を行う。

### ⑤ 資料管理システム

収蔵している資料のデータベース化をすすめ、資料の散逸等がないように管理する。また、インターネット上の公開を充実させる。

### ⑥ その他資料

歴史館で収集した資料を適切に保管する。また、より良い保管場所について検討する。とりわけ武蔵野市域の歴史と文化を継承する映像音響資料を市内その他の組織と協力し、寄贈、寄託、購入、移管などの形で収集し、適切に保管する。

## (3) 調査・研究

開館以来の調査研究、資料収集の成果を踏まえ、今後も調査・研究機関としての役割を果たすため、下記の調査研究を行っていく。

① 武蔵野市域の歴史・文化について

② 博物館の管理運営について

③ 中島飛行機武蔵製作所について

上記の調査研究の成果は、展示・公開、教育普及事業の他、年報・歴史館だより等の刊行物、インターネット上に公開する。

## (4) 展示・公開

### ① 常設展

武蔵野市の歴史を広く伝えるため、第一展示室（武蔵野展示室）において、武蔵野市域の原始・古代から近・現代までの歴史を概観する通史展示と、展示室中央のスタジオにおいて市域の民俗資料などを展示する。歴史・文化に関する調査・研究の成果の公開及び資料保存のために、適宜展示替えを実施する。

令和6年12月の開館10周年にあわせて常設展示のリニューアルを行い、館が蓄積

してきた調査・研究成果を反映する。

## ② 企画展

第二展示室及び市民スペース・会議室等を使用し年4回程度実施する。調査・研究の成果、市内教育機関と連携を図る企画など、武蔵野市域を中心とした歴史・文化や文書管理等について理解を深めるテーマを設ける。

現在の第二展示室では展示環境やセキュリティの問題などでさまざまな制約がかかっており、他館からの資料を借用した企画展を実現することが困難である。今後、第二展示室の展示環境についても改善すべく検討する。

## ③ 公開

収蔵している資料のデータベース化を行い、利用者の便に供する。

また、他博物館の調査・研究、資料借用、個人の研究等に利用するなど資料の閲覧、借用、複写申請があった際には、申請内容に応じて対応する。

## (5) 教育・普及活動

### ① 教育・普及事業

市民等のために講演会・講座・ワークショップ・展示解説・現地見学会等の事業を実施し、市域の歴史や文化の理解を深める活動をする。コミュニティセンター等の施設への展示パネルの貸出等によるアウトリーチを事務事業見直しに基づき「効果的・効率的なアウトリーチ」として、連携を図っていく。また、博物館理解の教育・普及を念頭に置いた展示等を検討する。

### ② 博学連携事業

#### ア 学校教育連携事業

市内小学校3年生社会科単元の学校教育連携展示のほか、当館所蔵資料を利活用した体験学習等のプログラムを企画する等、探求型の学習に資するよう実施する。

#### イ その他

市内をはじめとした様々な小中学校・高等学校・大学等と博学連携を図る。

### ③ 地域連携

学際的な連携を想定し、研究成果の発信等重層的で効率的な取り組みを行うため、市内をはじめとした図書館・美術館等の文化施設、さらには公文書館および博物館等、様々な機関と協働する。

## 2 文化財保護・普及

前方針でも文化財保護普及事業を館運営の核となる実施事業のひとつと定め取組んできたが、令和4年度新設の登録文化財制度に基づき保護・普及・活用をさらに進める。

### (1) 文化財の保護

#### ① 指定・登録

市内に残る文化財について調査・研究を進め、市指定文化財や、あるいは、市登録文化財として保護につとめる。また、国・都の文化財の保護・普及に協力する。

## ② 管理

市指定・登録文化財について、毎年管理状況を確認し、適切な管理を図るとともに継承するうえで必要な措置を検討、実施する。また、国・都の指定・登録文化財についても地元自治体として適切な管理を推進する。

長期にわたる経過観察が必要な文化財については、記録方法等を十分に調査・研究し、関連部署との連携方法等について検討する。

## ③ 埋蔵文化財

周知の埋蔵文化財包蔵地内における掘削を伴う建築工事の届出に際し、指導事務を適切に行う。本庁の生涯学習スポーツ課・建築指導課・まちづくり推進課との連携等が滞ることのないよう、連携体制を維持し、遺漏のないよう努める。

また、埋蔵文化財立会・試掘調査等、増加する資料の管理等の適切な対応のための体制強化を図る。

## (2) 文化財の周知・活用

講演会・講座・ワークショップ・現地見学会の開催、文化財紹介資料・文化財散策マップ等の作成・頒布や東京都文化財ウィーク等への参加により市内の文化財の周知・活用に努める。

## (3) 文化財保護委員会議

文化財保護委員会議の事務局庶務をつとめ、文化財の指定・登録、保護・活用等に関し諮問し、専門的な見地からの意見を求める。文化財保護委員の研修については、文化財指定・登録、保護・活用にかかるテーマについて調査・視察等を担当専門職の支援により実施する。また、文化財保護委員による調査・研究の成果を広く市民に還元する取り組みを行う。

## (4) 調査・研究

文化財に関する調査・研究を行う。

## 3 公文書館機能

これまでの取り組みや課題を踏まえて整理し、不断に見直しを行う。

### (1) 評価・選別

保存期間が満了する行政文書に対し、主管課による「予備的判断」と、歴史館による「専門的判断」という2段階の選別を行い、両者の意見が一致しないときは協議する。移管に際し利用制限がある場合、主管課に対し意見の付与ができることを助言する。

選別は、要綱・ガイドライン・具体的例示に基づき、事例を蓄積する。また、行政刊行物の取り扱いについては検討を重ねる。

### (2) 移管・整理・保存

総務部総務課と連携し、歴史公文書等の移管・廃棄を行う。

組織の改廃等で移管対象となりうる文書等に対しては、総務部総務課と連携して対応し、必要であれば助言を行う。市の外郭団体等が作成した文書の取扱いについては、引き続き検討をおこなう。文書に付随する実物資料の取扱いについて検討を重ねる。

受け入れた歴史公文書等については保存に必要な処置を施して整理し、管理を行う。歴史公文書等の原本保存という原則に基づき、適切な保存環境の維持管理を行う。また、資料劣化の要因を排除し、劣化が著しい等により利用に支障をきたす文書については、資料の特性に応じて修復をおこなう。原本提供が望ましくないほど脆弱な文書については、デジタル化等による資料の代替化に取り組む。収蔵庫については、収容スペースに限りがあるため、文書の部分廃棄も含めて様々な観点から検討を行う。

### (3) 公開・利用

目録を作成・公開し、歴史公文書等を利用に供する。利用請求のほかにも、照会等に的確かつ速やかに対応するために、歴史公文書等の階層化、整理をすすめる。簿冊の表題のみでは中身がわかりにくい文書については、資料の周辺情報や概要、目次を作成する等提供情報の整備をすすめ、検索手段の充実につとめる。

文書は公開を原則とし、利用制限情報は条例に基づき審査を行う。個人に関する情報については「時の経過」を考慮した利用制限をおこない、具体的事例を蓄積・収集する。

市の各実施機関に対しては、行政事務に資するための歴史公文書等の直接利用を支援し、照会や調査に対応して行政サービスの向上に寄与するよう努める。

### (4) 普及活動

展示等による歴史公文書等の利用促進を行い、あわせて公文書館機能の周知に努める。

### (5) 研修等

#### ① 実施機関職員に対する研修

行政の事務における文書作成過程において、起案者自身が将来歴史公文書等になり得る文書を作成・管理していることを意識づけることに取り組み、市の文書管理行政に資する。また、文書管理にかかる管理職の意識づけに取り組み、関係部署と連携する等、本市における文書管理文化の醸成に寄与する。施策の立案・検討に協力するなど行政の効率化と市民サービスの向上のため支援する。

#### ② 専門職の研修

歴史館における専門職の専門性を高め、認証アーキビストの継続に資する各種研修等への参加に努める。

### (6) 歴史公文書等管理委員会

審査請求の審議のため、委員会を開くほか、適切な利用・公開に資するために適宜助言を受ける。

### (7) 調査・研究

文書管理等に関する調査・研究をすすめ、歴史公文書等の利活用に資する。

### (8) 武蔵野市百年史収集資料の精査

武蔵野市百年史編纂にあたって収集した資料を整理し、階層化を検討する。今後の取扱いにあたっては、武蔵野市百年史と歴史公文書等双方の活用に資するよう検討を重ねる。

## 4 地域資産の活用と協働

### (1) 市史編さん資料の活用

市史編さん事務の移管を踏まえ、市史掲載の資料を中心に、掲載に至らなかった資料、編さん時に利用・収集した資料を整理し、利活用を検討する。

### (2) アジア・太平洋戦争関係資料の調査・活用

中島飛行機武蔵製作所に関する資料を中心に、市域における戦争関係資料の調査・活用、研究および関係機関との連携をはかる。

### (3) 地域や他館との協力

地域、他館、民間、NPO、協議会等を通じて情報共有を行い、地域文化の発展に寄与するため協力していく。他機関との協働による研究成果の発信等重層的で効率的な取り組みを行い、近隣市区博物館とのコラボ企画などを検討し、近隣自治体との連携を図る。

### (4) 教育機関との連携

前掲 1 博物館(5)教育普及②博学連携事業 のみならず、大学だけではなく、高等学校等との連携事例等も想定され得るため、他大学との連携から項目を拡大して、様々な連携を模索する。

### (5) 図書館、美術館等市内施設との連携

前掲 1 博物館(5)教育普及③地域連携事業 のみならず、写真、文学等他ジャンルのクロスオーバーも想定して文学館等の文化施設との連携を図る。

### (6) むさしの発見隊

過去の事業実績を発展的に継承し、武蔵野市域の歴史・文化等を探究し「武蔵野市らしさ」を紹介する。

## 5 生涯学習支援のハブ機能

### (1) 図書を活用

- ① 武蔵野市域の歴史と文化を調査・研究、普及するうえで参考となる図書資料（2次媒体を含む）を、寄贈、購入等により収集する。
- ② 歴史館市民スペースで配架する図書を管理する。

### (2) 市民スペースの活用

歴史資料等を利用して市民が学ぶ場であり、その学習支援等を目的に設置されている市民スペースは、下記の用途をはじめ様々な形態で利活用する。また、公共無線 LAN 公開にむけ、活用法、博物館・公文書館として有効なコンテンツ等の検討をすすめる。

- ① 歴史等を媒介とした団体・個人の交流
- ② 配架されている書籍等を利用した学習活動
- ③ 企画展との連動による展示
- ④ 学校教育連携事業での体験学習
- ⑤ 各種講座の実施
- ⑥ 武蔵野市年表パネルの設置
- ⑦ 公共無線 LAN の管理・運用

### (3) 会議室の活用

会議室は、歴史等を中心とした会議、学習活動等の場として、市民等への一般貸出を行う。また歴史館主催の講座、講演会、展示を行うだけでなく、学校教育連携事業においても活用する。

## 事業評価と点検

### 1 歴史館運営方針に基づく事業実施と評価

歴史館の設置目的を達成するために、方針に沿って取り組む各事業の実施状況を、年度ごとに点検評価することで、短期、中長期的な課題の整理を行い、次年度以降の事業実施に反映させ、歴史館運営の持続的な向上に結び付けることを目的として事業評価と点検を行う。

### 2 評価方法

評価にあたっては、教育委員会事務局による内部評価と専門家等（文化財保護委員）による外部評価を実施し、評価手法を量的客観的評価と質的数値にとらわれない内外の評価の双方から行うものに改めるとともに、学芸員等を中心に設定した専門分野における毎年の目標を新たに設定するものとした。

### 3 評価についての留意事項

評価にあたっては、人数・回数などを明示する量的評価と、数値にとらわれない質的評価について内部評価及び外部評価による手法の両方を行うこととする。

例えば企画展については年4回、目標来館者数 100 人/日という数字を置く一方で、展示手法や展示内容、関連事業などの成果について内部と外部による質的評価を行う。今後今回の評価基準の大きな特徴は、評価手法を数値に基づく量的客観的評価と数値にとらわれない質的内外の評価の双方から行うものに改めるとともに、学芸員等が中心に設定した専門分野における毎年の目標を新たに設定するものとし、内部評価及び外部評価を行うことを通じて、専門性の評価が館の評価につながる形になっていることである。管理部門と学芸部門が目標を毎年協議し設定することで、専門性を有する学芸員等と歴史館が共に成長することを目指していく。

また、教育委員会として進捗管理を行い経年で点検及び評価を行う「武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に歴史館の事業評価の結果を反映させるよう3期方針では以下のように事業評価のシートを定め、管理部門と学芸部門が目標を毎年協議し設定し以上を踏まえ、管理していく。

### 4 評価結果の周知

評価の結果については、歴史館の評価結果は、「武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の中に歴史館の事業評価の結果を反映させることで評価結果の周知を確実にする。同報告書は、年1回教育委員会において点検・評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書にまとめるもので、この報告書は市議会に提出するとともに、公表し、ホームページ等において広く市民、利用者に対して周知している。



	事業		基本方針No.
			生涯学習スポーツ課
計画名	第二期生涯学習計画 武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針		
計画の重点事業	—		
施策の趣旨・概要			
年度の課題			
設定目標			
状況説明			
実績			
成果と課題			
内部評価	達成度：5段階評価（1悪～5優） 所見		
外部評価	評価：5段階評価（1悪～5優） 所見		

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館  
第3期期管理運営基本方針

令和5年4月

武蔵野市教育委員会